

○国立大学法人千葉大学受託研究取扱規程

(平成16年4月1日)

改正	平成16年6月1日	平成17年4月1日
	平成17年11月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成21年4月1日
	平成23年4月1日	平成23年10月1日
	平成24年4月1日	平成26年4月1日
	平成26年10月1日	平成27年10月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年8月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和5年4月1日	令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における受託研究（本学において外部からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を当該研究を委託する外部機関（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。以下同じ。）の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

2 受託研究は本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 発明等 国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程（以下「職務発明取扱規程」という。）に定める発明等をいう。
- 二 成果有体物 国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程（以下「研究成果有体物取扱規程」という。）に定める成果有体物をいう。
- 三 知的財産権 職務発明取扱規程に定める知的財産権をいう。
- 四 研究代表者 研究担当者を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ本学の教員をいう。
- 五 研究担当者 受託研究に従事する本学の教員をいう。
- 六 部局 各学部、各研究科、各研究院、附属図書館、医学部附属病院、各共同利用教育研究施設、各基幹、各機構、国際共同教育研究施設及び未来粘膜ワクチン研究開発シナジー拠点をいう。
- 七 部局長 前号の部局の長をいう。

(受入れの条件)

第3条 部局長は、受託研究を受入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付さなければならぬ。

- 一 受託研究は委託者が一方的に中止することはできないこと。
- 二 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合又は成果有体物を得た場合には、これを無償で使用させ、または譲与することはできないこと。ただし、双方協議の上、研究の成果に係る本学の知的財産権又は成果有体物の一部を、当該委託者に譲与することができる。
- 三 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。
- 四 やむを得ない事由により受託研究を中止し、またはその期間を延長する場合においても本学はその責を負わず、また原則として受託研究に要する経費は返還しないこと。ただし、特に必要があると認められる場合には、不用となった経費の範囲において、その全部または一部を返還することがある。
- 五 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付すること。

2 部局長は、前項第3号及び第5号の条件については、申込者が、国の機関もしくは公社、公庫、公団等、政府関係機関または地方公共団体である場合には、契約担当役と協議のうえ付さないことができる。

(受託研究に要する経費)

第4条 委託者は、受託研究を遂行するために必要な経費のうち、次の各号に定める経費を負担するものとする。

- 一 直接経費 受託研究の遂行に必要となる物件費、旅費、研究協力者の人件費等、当該受託研究への関与時間に応じた本学教員のP I人件費その他の直接的な経費
- 二 間接経費 受託研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費。間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額（以下「標準額」という。）を標準とする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、標準額と異なる額とすることができる。
 - イ 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金等をうけ、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）であって、国の予算又は財政の事情で間接経費を措置できない場合
 - ロ 委託者が国以外であって、当該委託者の財政事情その他やむを得ない具体的事情があると認められる場合
- 三 戦略的産学連携経費 本学の基盤研究又は持続的な産学連携活動の推進を図るための経費であって、直接経費及び間接経費以外のもの

(受入れの決定等)

第5条 受託研究の受入れは、部局長が決定するものとする。

2 研究担当者の所属が複数の部局にわたるときは、研究代表者の所属する部局の長が、関係部局長の同意を得て受入れの決定を行うものとする。

(受入れの手続)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、受入部局の長に、受託研究の申込を行うものとする。

2 受入部局の長は、前項の申込みがあったときは、当該受託研究の経費算定内訳を作成の上当該申込みの内容を審査し、第1条第2項に該当すると認められるものについては、受入れを決定するものとする。

3 受入部局の長は、受入れを決定したときは、その旨を契約担当役に通知し、速やかに受託研究契約書により契約の手続きをするものとする。

4 契約担当役は、委託者と受託研究に関する契約を締結したときは、受入部局の長にその旨を通知するものとする。

(中止または期間の延長)

第7条 研究代表者は、当該受託研究を中止し、又は契約により定められた期間を延長する必要が生じたときは、ただちに受入部局の長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 受入部局の長は前項の報告により、受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときはこれを中止し、またはその期間を延長することを決定し、第6条第3項の規定に準ずる手続を経るものとする。

(研究結果の報告)

第8条 研究代表者は、当該研究が完了したときは、速やかに受託研究の完了報告を受入部局の長に行うものとする。

2 受入部局の長は、前項の報告を受けたときは、これを確認の上契約担当役に通知するとともに委託者に通知するものとする。

(受託研究による発明等の取扱い)

第9条 受託研究の結果、創造した発明等については職務発明取扱規程の定めるところにより、成果有体物を得た場合は研究成果有体物取扱規程の定めるところにより、取扱うものとする。

(知的財産権の優先的実施及び実施料)

第10条 学長は、受託研究の結果創造した発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「承継知的財産権」という。)を、委託者又は委託者の指定する者に、別に実施契約で定める期間において優先的に実施させることができるものとする。

2 学長は、当該承継知的財産権について、委託者又は委託者の指定する者が、前項に定める優先的な実施を行わないときは、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該承継知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

3 前2項により、当該承継的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(研究成果の公表)

第11条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとし、研究成果を公表するときは、受入部局の長の承認を得て、研究代表者又は研究担当者が行うものとする。

2 受託研究による成果の公表の時期及び方法について、必要がある場合には、受入部局の長は委託者と協議するものとする。

(試験、検定等の受託)

第12条 試験、検定等の定型的な受託研究及び医薬品等の臨床研究に係る受託研究については、この規程にかかわらず、別に定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

2 前項のほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、本学と委託者との協議の上、受託研究契約書で定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月1日)

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月1日)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。